

使用料等の徴収・収納業務の委託について

高座清掃施設組合では、使用料等の徴収・収納業務を委託していますので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により、以下のとおり公表します。

委託先	住所	委託した徴収事務
Fun Space 株式会社	東京都新宿区西新宿 3-2-26	環境プラザ使用料金

指定した日	委託した日	委託期間
令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【参考】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（指定公金事務取扱者）

第 243 条の 2

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。